

○土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成6年9月29日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の例による。

2 この条例において「再利用」とは、廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(平26条例20・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、及びその生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作

業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 3 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため、土浦市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民の代表者、学識経験のある者、市議会の議員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

- 2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(市民の意見の反映)

第8条 市長は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

(廃棄物に係る環境学習)

第9条 市長は、廃棄物の発生の抑制、再利用等に係る市民及び事業者の環境学習の推進に努めなければならない。

(市長による廃棄物の再利用等)

第10条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別して排出された再利用が可能な廃棄物の収集、市の処理施設での資源の回収等に努めなければならない。

- 2 市長は、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の再利用)

第11条 市民は、地域等における資源集団回収等の自主的活動に参加すること、協力すること等により、廃棄物の再利用に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の発生抑制等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期の使用が可能な製品等の開

発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等の推進)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、市民が製品の購入等に際して、その製品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその製品に係る包装材、容器等の返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理等)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者(占有者が不在場合には、管理者とする。以下同じ。)に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(市民等による一般廃棄物の適正排出)

第15条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を分別して排出すること等適正に排出しなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物を所定の場所以外に排出してはならない。
- 3 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物についてはなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管するなどして市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(事業者の産業廃棄物の処理)

第16条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第17条 市は、産業廃棄物のうち、有害性物質を含まず、危険性がなく、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、廃棄物の処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたものを処理することができる。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第18条 市長は、一般廃棄物のうち、一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし処理が困難と認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう協力を求めることができる。
- 4 市民は、前項の事業者の適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

(平17条例54・一部改正)

(排出規制物等)

第19条 土地又は建物の占有者は、適正処理困難物を除く一般廃棄物で、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 著しく容積の大きい物又は著しく重量のある物
 - (6) 前各号に準ずる物で、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物処理手数料)

第20条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料を別表第1に定めるところにより徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、新治地方広域事務組合が処理を行う区域における一般廃棄物(浄化槽汚泥並びに市が収集し、運搬し、及び処分するし尿及び一般世帯から排出された粗大ごみを除く。)の収集、運搬及び処分に係る手数料については、新治地方広域事務組合手数料に関する条例(昭和52年新治地方広域事務組合条例第18号)に定めるところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、湖北環境衛生組合が処理を行う区域における一般廃棄物のうち、浄化槽汚泥の処理に係る費用については、湖北環境衛生組合し尿処理施設条例(昭和46年新治湖北環境衛生組合条例第16号)に定めるところによる。
- 4 市長は、第17条の規定により産業廃棄物を処理するときは、当該産業廃棄物の処分に係る手数料を別表第2に定めるところにより徴収する。

(平17条例54・平22条例6・一部改正)

(廃棄物処理手数料の免除)

第21条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する廃棄物処理手数料を免除することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第22条 廃棄物処理法第7条第1項又は第6項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。廃棄物処理法第7条第2項又は第7項の規定により、許可の更新を受けようとする者についても、同様とする。

(平17条例54・全改)

(浄化槽清掃業の許可等)

第23条 浄化槽法第35条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

2 浄化槽法第35条第2項の規定による許可期限については、2年とする。

3 許可期限を過ぎて引き続き許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

(平17条例54・追加)

(許可証の交付)

第24条 市長は、第22条又は前条に規定する許可又はその更新の申請を受け、当該申請を許可し、又は更新するときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、許可証の再交付を受けなければならない。

(平17条例54・追加)

(許可証交付等手数料)

第25条 前条第1項又は第2項の規定により許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、別表第3に定める金額の手数を納入しなければならない。

(平17条例54・旧第23条繰下・一部改正)

(立入検査)

第26条 市長は、廃棄物処理法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地若しくは建物の占有者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては

ならない。

(平17条例54・旧第24条繰下)

(技術管理者の資格)

第27条 廃棄物処理法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門, 上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって, 1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平25条例8・追加)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は, 規則で定める。

(平17条例54・旧第25条繰下, 平25条例8・旧第27条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例(以下「新条例」という。)は, 平成7年1月1日から施行する。
(土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)
- 2 土浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成元年土浦市条例第24号。以下「旧条例」という。)は, 廃止する。

(経過措置)

- 3 新条例の施行前に旧条例の規定によりした処分, 手続その他の行為は, 新条例中これに相当する規定がある場合には, 新条例の相当規定によりしたものとみなす。
- 4 新条例の施行の際現に廃棄物処理法第6条第1項の規定により定められている一般廃棄物処理計画は, 新条例第6条第1項の規定により定めたものとみなす。
- 5 新条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の規定に基づいて交付されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可証は, 当該許可証の有効期間の満了する日までの間は, 新条例第21条第1項の規定に基づいて交付された許可証とみなす。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 6 新治村の編入の日(以下「編入日」という。)前に, 旧新治村の区域内において, 廃棄物処理法第7条第1項及び第6項の規定による許可又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者は, この条例の相当規定により許可を受けた者とみなす。ただし, その許可に係る業を行う区域は, 旧新治村の区域内とする。

(平17条例54・追加)

- 7 編入日前に、この条例の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けた者が、その許可に係る業を行う区域は、編入日前の土浦市の区域とする。

(平17条例54・追加)

付 則(平成8年3月22日条例第7号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年土浦市条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成9年3月27日条例第14号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成12年9月26日条例第41号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

付 則(平成14年9月27日条例第32号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年9月26日条例第54号)

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則(平成19年12月25日条例第31号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成22年3月25日条例第6号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成25年3月27日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月24日条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。)及び別表第2の改正規定(「無料」を「10キログラム」に改める部分に限る。)は、平成26年5月1日から施行する。

別表第1(第20条関係)

(平9条例14・平12条例41・平14条例32・平19条例31・平26条例20・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
し尿	定額料金 一般世帯から排出されたもの(水洗貯留式便槽等から排出されたもの及	(1) 1月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額340円にくみ取り時の世帯人員数を 乗じて得た額と世帯割額265円との合計額 (2) 1月に2回以上収集し、運搬し、及び処分する

	び3月以上に1回排出されたものを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	<p>場合</p> <p>1回目は、前記(1)により算出した額</p> <p>2回目以降は、665円</p> <p>(3) 2月に1回収集し、運搬し、及び処分する場合 人頭割額340円にくみ取り時の世帯人員数を乗じて得た額の2倍の額と世帯割額265円との合計額</p>
	従量料金 官公庁、学校、事業所等から排出されたもの、一般世帯の水洗貯留式便槽等から排出されたもの又は3月以上に1回一般世帯から排出されたものを収集し、運搬し、及び処分するとき。	18リットルにつき175円。ただし、18リットルに満たないときは、175円とする。
浄化槽汚泥	浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	1,800リットルにつき3,240円。ただし、1,800リットルに満たないときは、3,240円とする。
ごみ及び粗大ごみ (市長が認めたものに限る。)	一般世帯から排出されたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとし、搬入量が10キログラムを超える場合は、10キログラムに満たない端数については、これを手数料算出の基礎としないものとする。
	事業活動に伴って生じたごみを排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	10キログラムにつき205円。ただし、搬入量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとし、搬入量が10キログラムを超える場合は、10キログラムに満たない端数については、これを手数料算出の基礎としないものとする。
	一般世帯から排出された粗大ごみを収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき20円を基準として品目別に規則で定める額

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額
別表第2(第20条関係)

(平14条例32・平19条例31・平26条例20・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
産業廃棄物	排出者が市長の指定する処理施設に搬入をするとき。	10キログラムにつき205円。ただし、搬入量が10キログラム未満の場合は、10キログラムとし、搬入量が10キログラムを超える場合は、10キログラムに満たない端数については、これを手数料算出の基礎としないものとする。

備考 この表に定める金額は、消費税及び地方消費税を含む額
別表第3(第25条関係)

(平17条例54・追加)

許可証の種別	交付手数料	再交付手数料
一般廃棄物処理業の許可証	3,000円	1,500円
浄化槽清掃業の許可証	3,000円	1,500円